

●御一読後、署名欄に署名をし、利用申請書とともに、利用日の30日前までに御提出下さい。（FAX送信の場合は2枚目のみ送信）

- 1 チェックインとチェックアウトについて
チェックインは14時～17時。チェックアウトは13時までとなっています。活動計画はこの時間に合わせて作成して下さい。
- 2 出入口及び駐車場について
北口（国道12号線側）からお越しください。（東口は閉鎖中です）駐車場は施設手前にある利用者駐車場をご利用下さい。施設横の駐車スペースには留めないで下さい。
- 3 施設利用方法について
施設入口で手指消毒をし、自動体温計で検温をしてから入館して下さい。（団体の場合は、密を避けるため宿泊部屋ごとに間隔を開けて入館願います。）館内ではソーシャルディスタンスにご協力下さい。近距離での会話を避け少人数での活動となるよう事前にグループ分けをお願いします。なお、物品を使用した場合は、使用後に除菌作業をお願いします。
- 4 検温（体温計の準備）及び発熱対応について
体温計を持参し、就寝前と起床後に検温を行い、健康チェックシート（様式I）へご記入をお願いします。検温の結果、発熱があった場合は、帰宅の手配が整うまで保健室（別室）のご利用をお願いします。なお、緊急車両の準備は各団体でお願いします。
- 5 マスクの着用について
マスクは施設内外及び活動内容等により必要と判断した場合は着用をお願いします。また、咳エチケットのご配慮をお願いします。
- 6 換気について
在室中は気候上可能な限り、窓を全開にすると同時に出入口の扉を開け、30分に1回以上数分程度の換気をお願いします。（就寝時は必要ありません）。また、濡れタオルを干す等適度な保湿にも努めて下さい。研修室などの広い部屋においては、感染防止の観点から常時小窓を開けるなど換気を徹底して下さい。
- 7 トイレの利用について
使用後はふたを閉めてから水を流して下さい。また、トイレ専用スリッパを用意していますので、上靴のままトイレに入らないようご協力をお願いします。
- 8 洗面所の利用について
密集を避けるため、プライベートスペースを白線で表示しています。白線内でのご利用を基本とし、適度な距離を保ちながらご使用下さい。
- 9 浴室の利用について
衣類は持参した袋に入れ、直にかごに触れないようにロッカーに収納して下さい。脱衣所へは密集を避けるため時間差をつけて入室するようご協力をお願いします。
- 10 食堂の利用について
洗面所で手洗いを済ませた後に、食堂入口の備え付けの消毒液で手指消毒を実施してから食堂にお入り下さい。
- 11 部屋の清掃及び除菌について
宿泊室、研修室等のお部屋は、使用後に備付の清掃道具を使い清掃をお願いします。また、ドアノブ、電気スイッチ、共用備品等は、御持参頂いた消毒液ないし除菌シートで除菌をお願いします。

12 ドライヤーの使用について

使用可能場所は洗面所と研修室となります。各所ともに同時に使用できるのは2台までです。22時以降のご利用はご遠慮下さい。

13 自動販売機について

自動販売機は飲み物3台、アイス1台があります。両替機はありませんので、小銭の準備をお願いします。当施設で購入したペットボトル・缶については、自動販売機横の専用ゴミ箱に捨てることができます。アイスのごみは持ち帰りになります。

14 消灯、門限について

22時消灯、玄関施錠となっています。22時から翌朝6時30分までは廊下に音が漏れる行為は慎んで下さい。

15 部屋点検について

退所日の8時45分から利用担当者立ち合いのもと部屋点検を行います。(8時45分以前に退所を希望される場合は事前にご相談ください)。

室内清掃は部屋点検前に済ませて下さい。かけ布団、毛布は所定の形にたたみ、元の位置に積み重ねて下さい。回収したごみは持ち帰りとなりますので、ゴミ袋の準備をお願いします。

17 御持参頂くものについて

(1) 個人で持参するもの

- ・風呂道具（シャンプー、リンス、ボディソープ、タオル類）
- ・洗面道具（水飲み・歯磨き用コップ含む）
- ・上靴
- ・マスク（着用は団体判断で）
- ・除菌シート（手指消毒、室内清掃）
- ・大きめな袋（入浴時、自分の衣類を入れておくもの）
- ・ゴミ袋（自分が出したごみを入れる袋）

(2) 団体で持参するもの

- ・様式I健康チェックシート（利用者全員の1週間前の体調及び当日の体温が記載されたもの）※HPからダウンロード可
- ・ネイパル砂川利用料金免除申請書の原本及び利用料金免除に関する証明書（該当団体のみ職印を押印して）
- ・体温計（就寝前及び起床時の検温に使用）
- ・アルコール消毒液と布。または、除菌シート。（手指消毒、室内清掃）
- ・ゴミ袋（ごみは全て持ち帰りになります）

18 利用制限（休館）について

施設維持管理上その他公益上やむを得ない事態が発生したときは、北海道立青少年体験活動支援施設条例第10条第2項の規定により、利用できなくなることがあります。

○全ての項目を確認し、依頼事項に同意しました。また、利用者全員に周知します。

代表者署名